

## 釜石市農業振興総合支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、農業振興を図ることを目的として、農業者の生産力の向上および労働力の確保のために行う釜石市農業振興総合支援事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者団体 3戸以上の農業者で構成された農産物の生産を行う団体をいう。
- (2) 農業者 販売農家をいう。
- (3) 地域振興作物 販売を目的とし栽培される野菜(ピーマン、カボチャ、キュウリ、トマト、イチゴ)、果樹(ウメ、小枝柿)、山菜(ワラビ、フキ、タラノメ)、花卉(キク、トルコギキョウ、ユリ、アルストロメリア、りんどう、ラベンダー)及び景観形成作物(ラベンダー)をいう。ただし、景観形成作物においては、適切な肥培管理を行い作業日誌が記載されているものに限る。
- (4) 福祉施設等 障がい者等の社会参加に対する支援を実施する施設のことをいう。
- (5) 農作業 農作業受委託契約に基づき実施されるもので、農業者の圃場で行われる作業のほか、福祉施設内で実施される袋詰め等の出荷調整作業を含む。

### (交付対象経費及び補助金額)

第3条 補助事業の内容、交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

内容	交付対象経費	補助対象者	補助金額
地域振興作物作付支援	地域振興作物の種苗費	農業者団体 農業者	交付対象経費の2分の1以内の額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。
	地域振興作物の生産及び加工に必要な施設・機械・資材費		交付対象経費の2分の1以内の額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、500,000円を上限とする。
米出荷支援	カントリーエレベーター利用料		交付対象経費の10分の1以内の額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。
スマート農業導入支援	自動運転農業機械、農業用ドローン、農業用アシストスーツ及び環境制御型施設設備等の導入に係る経費		交付対象経費の2分の1以内の額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、500,000円を上限とする。

自発的提案型取組支援	販路拡大・特産品化等の取組に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、200,000円を上限とする。
雇用労働力確保支援	雇用労働力の確保に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、300,000円を上限とする。
農福連携支援	福祉施設等に農作業を委託する際に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、100,000円を上限とする。

(交付申請等)

第4条 補助金交付申請の期限は、毎年度2月末日とする。

(届出事項)

第5条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(完了期限等)

第6条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度3月15日とする。

(財産処分の制限)

第7条 交付要領第14条の規定により要綱で定める財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(釜石市地域振興作物作付拡大事業補助金交付要綱の廃止)

3 釜石市地域振興作物作付拡大事業補助金交付要綱(平成30年釜石市告示第99号の2)は、廃止する。